

議案第49号

守口市地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例案

守口市地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和6年6月14日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例

守口市地域密着型サービス等運営委員会条例（令和５年守口市条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第１条 略 （所掌事務） 第２条 略 （１） 介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第８条の２第12項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の事業を行う者の指定に関する事項 （２）及び（３） 略 <u>（４）</u> 略 <u>（５）</u> 略 以下 略	第１条 略 （所掌事務） 第２条 略 （１） 介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第14項に規定する地域密着型サービス、<u>同法第８条の２第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び同条第16項に規定する介護予防支援</u>（以下「地域密着型サービス等」という。）の事業を行う者の指定に関する事項 （２）及び（３） 略 <u>（４） 指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の設定に関する事項</u> <u>（５）</u> 略 <u>（６）</u> 略 以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。